# 増殖指示の基本方針

1 増殖指示数量はあゆと雑魚に大別し、増殖行為にかける金額に置き換えて指示する。 あゆと雑魚に大別されている増殖金額については、やむを得ない事由のある場合は、 減額する方の増殖金額の30%を上限として、他方へ変更することができる。ただし、 雑魚のうち、にじます、ふな、うなぎ、なまずについては、5kg以上もしくはそれと 同等の増殖行為をしなければならないものとする。5kgと同等の増殖行為は下表のと おりとする。

増殖行為	魚種	実績	
水田魚道設置	ふな	魚道を設置した水田の面積が500m <sup>2</sup>	
	なまず	魚道を設置した水田の面積が6,500m <sup>2</sup>	

- 2 増殖行為とは種苗放流、ふ化放流、親魚放流、産卵場造成、水田魚道設置等の積極的な手段によるものとし、種苗費のほか、増殖に直接関係する経費を含められるが、禁漁区の設置や漁具漁法の制限等の消極的な手段によるものは増殖行為に含めないものとする。ただし、資源の増加を目的とし、その効果に根拠があると認められ、遊漁者への周知が徹底されている禁止区域の設定に係る費用については、監視費用も含め、増殖行為の経費に含められることとする。
- 3 増殖実績については、漁業権者に対しすべての漁業権対象魚種について提出を求める こととし、適切な理由なく、増殖実績が当該年の指示数量を満たさなかった場合につい てはその不足分を翌年の指示数量に加算するものとする。
- 4 滞留遡上アユ\*\*をくみ上げ放流する場合には、増殖行為として、くみ上げに直接関係 する経費を含めることができるものとする。なお、滞留遡上アユの採捕は、漁業権者で ある組合が行うものとする。
  - ※ 滞留遡上アユとは、免許を受けている第5種共同漁業権漁場内の河川工作物により 遡上が阻害されている海又は人工湖で再生産したものを主とした群
- 5 こい・ふな、なまず、もろこの増殖行為として認められる水田魚道については、漁業権者である組合が設置または維持管理する場合は、増殖行為に含めることができるものとする。
- 6 コイについては放流によってコイヘルペスウイルス病の蔓延を拡大させる恐れがあることから、原則として、増殖は放流以外の手法を行うものとする。
- 7 漁業権を有する各組合の経営状況により、放流経費の確保が困難であるとの要望がある場合には、その事情を勘案のうえ、適当な増殖数量を指示するものとする。具体的には、別紙1のとおりとする。
- 8 災害等による漁場の突発的な荒廃が生じた場合は、漁業権を有する組合からの要望に 応じて、増殖指示数量の変更を行うことができることとする。また、翌年の指示数量に ついては、漁場荒廃の影響がある場合は考慮することとする。具体的には、別紙2のと おりとする。

#### 別紙1

経営状況により放流量確保が困難である場合の指示数量の変更について

経営の厳しい漁協においては、過去2ヶ年の経営状況を基に遊漁料、賦課金、行使料の収入額の減額を前年増殖経費から差し引いた額に指示数量を変更することができるものとする。なお、この変更は、経常収益が赤字で放流実績が指示数量以下の組合に適用できるものとする。

ただし、予算規模が1千万円以下の漁協については、これによらず、事業管理経費(職員給与、旅費等)を確保できるように考慮して増殖量を指示することとする。

下記の算定方法により、あゆと雑魚の減量配分を決定する際には、経営状況が好転するように方向性を協議することとする。

### 算定方法

1 指示数量の減量に係る経費の算定

3年前の遊漁料、賦課金、行使料の収入額を基準に2年前及び前年の減少額の平均を算出する。

過去2ヶ年の平均収入減額 (A) = (a+b)/2

a:3年前の収入額-2年前の収入額

b:3年前の収入額-前年の収入額

2 減量する魚種の配分

Aについて、あゆの減量(B)と雑魚の減量(C)の配分は下記のとおりとする。

あゆの減量(B)=A×あゆの遊漁料収入/あゆ・雑魚の遊漁料収入

雑魚の減量(C)=A×雑魚の遊漁料収入/あゆ・雑魚の遊漁料収入

3 指示数量の算定

あゆの指示数量=前年指示数量-B

雑魚の指示数量=前年指示数量-C

## 突発的な漁場荒廃が生じた場合の指示数量の変更について

#### 漁場荒廃状況の把握

- ・組合からの報告は、状況写真、荒廃状況と魚種の生息域を示した管内図等を添付する。
- ・漁協から荒廃状況の報告を受け、事務局によって現場確認を行う。
- 事務局において、災害復旧に係る資料を作成し、災害後の復旧事業の影響を明らかにする。

#### 指示数量の変更算出方法

- ・魚種毎に生息域の荒廃割合(濁水影響範囲を含む)を算出する。
- ・荒廃割合によって係数を設定し、当初の指示数量に対し係数をもって算出する。もしくは、 影響を受けていない魚種への変更をする。
- ・次年以降の指示数量についても同様とする。

# 表 荒廃の程度による指示数量の変更基準

荒廃の程度	係数等
大きな影響が認められない場合(荒廃割合が生息域の 2割未満)	1.0 (変更なし)
荒廃割合が2割以上5割未満の場合	当該魚種の指示数量の0.5~ 0.3~の変更 もしくは、影響の少ない魚種へ の上乗せ
荒廃割合が5割以上8割未満の場合	当該魚種の指示数量の0.3~ 0.1~の変更 もしくは影響の少ない魚種への 上乗せ
漁場のほぼ全域(荒廃割合が生息域の8割以上)で影響が認められる場合	当該魚種の指示数量の0.1以下 への変更、もしくは、影響の少 ない魚種への上乗せ